

生涯学習部門の市長部局への移管について

1 現状・課題

人口減少及び少子高齢化の進行に伴い、持続可能なまちづくりが喫緊の課題となっている中、地区運営組織の結成など、多様化・広域化する地域の諸課題の解決に当たる地区及び行政の新たな体制の構築が求められています。

また、地域づくりと学びの連動を図り、学びの成果を具体的な実践活動や地域づくりに結びつけるとともに、文化・スポーツの振興を通じて、関係部署間で横断的に連携し、各種イベントを積極的に開催しながら交流人口の拡大を図っていくことなどの重要性が高まっています。

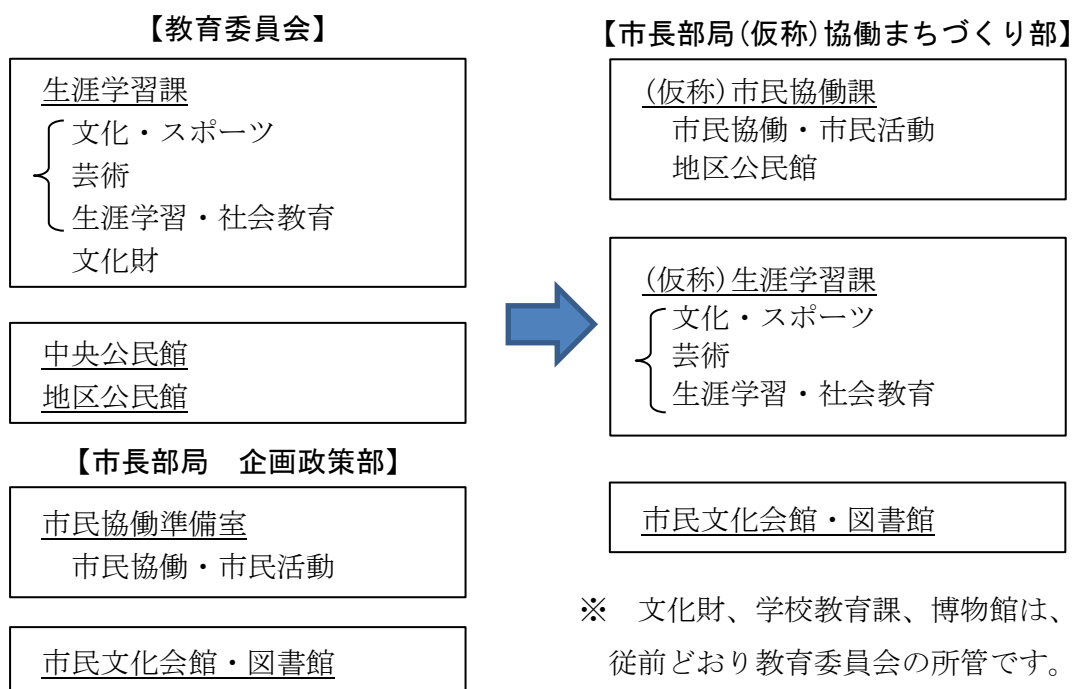
2 平成31年度からの体制

- ① 教育委員会生涯学習課で所掌している事務のうち、教育委員会の権限である生涯学習及び社会教育に関する事務は、市長部局の職員による補助執行とし、条例の定めにより首長の職務権限の特例が認められている文化及びスポーツに関する事務は、市長に移管します。
- ② ①の事務と市民協働の推進を連動しながら、新たな地区と行政との関係の構築を図る部署として「(仮称) 協働まちづくり部」を新設し、事務室を市役所本庁に置きます。
- ③ (仮称) 協働まちづくり部には、市民協働、公民館事業などを所管する「(仮称) 市民協働課」と、生涯学習、社会教育、文化、スポーツなどを所管する「(仮称) 生涯学習課」を設けるとともに、企画政策部から「市民文化会館」及び「図書館」を移管します。
- ④ 市民協働準備室及び中央公民館は、廃止します。
- ⑤ 教育委員会生涯学習課の総務係及び文化財係は、博物館を含めて(仮称) 教育総務課として再編し、教育委員会事務局内に置きます。

3 効果

地区に対する行政の窓口が一本化され、地区と行政の協働の推進が図られます。

また、市民協働、生涯学習、社会教育、文化、スポーツなどを一体的に所管する部を設けることにより、総合的な施策の展開が可能となります。



【参考】総合教育会議、おおふなと教育大綱等の取り扱い

- ・ 「総合教育会議」「おおふなと教育大綱」に関することは、引き続き教育委員会事務局において所掌します。
- ・ 「大船渡市教育振興基本計画」に関することは、引き続き教育委員会事務局において所掌しますが、市長に事務を移管する文化・スポーツに関することも包含した内容とするため、今後は、(仮称)協働まちづくり部も協力しながら、市長と教育委員会の連名で策定することとします。
- ・ 教育委員会の会議には、社会教育・生涯学習に関する事務に当たる市長部局の職員を出席させ、説明、報告を求めることとします。

| 対象事務 | 文化・スポーツ (職務権限の移管) | 生涯学習・社会教育 (補助執行) |
|----------------|----------------------|---------------------|
| 基本的な計画・方針の決定 | 市 長 | 教育委員会 |
| 基本的な計画・方針の素案作成 | 市長部局の職員 | 市長部局の職員 |
| 事務執行を行う職員 | 市長部局の職員 | 市長部局の職員 |
| 行政処分等の名義 | 市 長 | 教育委員会 |